

平成30年4月16日
海事局船員政策課

船員の安全や労働環境向上の優れた取組を募集します

～「船員安全・労働環境取組大賞（SSS）」の選定・表彰～

海事局では、船員災害及び海難の防止と、船員の労働環境の向上を目的に、船舶所有者、船員が実施している、船員の安全や労働環境の向上等に係る優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図っています。

このたび、平成30年度の募集を開始します！

1. 船員安全・労働環境取組大賞（SSS）とは

第10次船員災害防止基本計画における取組の一環として始まった表彰制度で、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、船員の労働災害防止、安全運航、健康管理及び労働支援に係る優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的としています。大賞（1者）及び特別賞（1者又は複数）を選定し、受賞者には海事局長より表彰状を授与します。

また、この大賞の略称を「SSS」（Award for **S**afety and **S**mart Environment for **S**eafarers）と定めています。

※ 安全運航、健康管理、労働支援に対する取組は、平成29年度より新たに受賞対象に追加されました。

2. 募集期間

平成30年4月13日（金）～5月31日（木）まで ※当日消印有効

3. 大賞及び特別賞の選定等

応募された取組については、「船員災害防止モデル事業検討委員会」にて審査の上、船員安全・労働環境取組大賞及び特別賞として選定します。

選定された取組は、海事局長による表彰状の授与を行ったのち、国土交通省ウェブサイト等で公表するほか、受賞者は「船員安全・労働環境取組大賞（又は特別賞）」のロゴマークを使用することができます。

また、毎年9月に実施している「船員労働安全衛生月間」においてその取組を広く紹介し、船員の労働環境の向上に役立てる予定です。

4. 応募方法

応募にあたっては、募集期間中に地方運輸局等（運輸支局、海事事務所を含みます。）の窓口に必要な書類を提出して下さい。

①船員安全・労働環境取組大賞応募申請書 ②参考資料（A4サイズ10枚まで）

※応募方法等につきましては別紙又は国土交通省ホームページにてご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000014.html

【問い合わせ先】

海事局船員政策課労働環境対策室 森本、速水

（代表）03-5253-8111（内線）45-143、45-144

（直通）03-5253-8652（FAX）03-5253-1643



平成30年度
船員安全・労働環境
取組大賞

平成30年度 船員安全・労働環境取組大賞

(略称SSS) : Award for Safety and Smart Environment for Seafarers

「船員安全・労働環境取組大賞」とは、第10次船員災害防止基本計画における取組の一環として始まった表彰制度で、船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、**船員の労働災害防止、安全運航、健康管理及び労働支援**に係る優れた取組を「船員安全・労働環境取組大賞」として表彰し、その取組の普及啓発、活用促進を図ることにより、船員災害及び海難の防止とともに、船員の労働環境の向上に貢献することを目的としています。※安全運航、健康管理、労働支援に対する取組は、平成29年度より新たに受賞対象に追加されました。



応募対象

船員、船舶所有者又はその所属するグループが行っている下記各取組。(今後始める取組を含みます。)

- ① 船員災害防止 (例: ヒヤリハット事例の水平展開、作業省略撲滅のPDCAなど)
- ② 安全運航 (例: 当直引継時の指差呼称の徹底、ブラックアウト訓練、船員の安全教育など)
- ③ 健康管理 (例: 生活習慣病予防目標の掲示、感染症予防の取組、栄養バランスある供食による健康管理など)
- ④ 労働支援 (例: 船内のライブカメラを通じた陸上からの作業支援、女性の就労支援、居住区の向上など)



応募資格

- ①船員、船舶所有者又はその関係者であること。
- ②経験年数、役職、法人格の有無等は問いません。
- ③グループ単位での応募も可能です。
- ④自薦・他薦の別を問いません。
(他薦の場合は本人の承諾を取って下さい。)



応募方法

- (1) 申請書類
申請書類及び、必要に応じて参考となる資料
(図・写真・その他。A4サイズ10枚まで。)
- (2) 応募先・方法
最寄りの運輸局等へ郵送又は持参して下さい。
- (3) 応募期限
平成30年5月31日(木) 当日消印有効

※応募書類等は、原則として返却致しません。



お問い合わせ先

その他お問い合わせについては、下記の連絡先のほか、最寄りの運輸局の窓口にお問い合わせ下さい。

国土交通省 海事局 船員政策課 労働環境対策室
TEL:03-5253-8111 (内線:45-144)
直通:03-5253-8652
FAX:03-5253-1643



審査方法・基準

申請のあった取組は、「船員災害防止モデル事業検討委員会」において、次の審査基準に基づき審査し、**大賞**(1者)及び**特別賞**(審査により1者又は複数)を選定します。

- (1) **先進的なものであること。**
 - ・ 目標の立て方、取組内容等が他と比べて革新性がある取組
 - ・ 他の者とは異なる独自性がある取組等
- (2) **実践性を有するものであること。**
 - ・ これまでに実践されている取組(新規取組の場合を除く。)
 - ・ 新たに取組む場合は、確実に実践できるもので、具体的な取組方法が明記されている取組
- (3) **継続性を有するものであること。**
 - ・ 複数年継続されている取組(新規を除く。)
 - ・ 一過性でなく、将来的に継続可能な取組等
- (4) **他の参考となる取組であること。**
 - ・ 他の者が取組むことができ、分かりやすい取組等
- (5) **効果が上がっていること。**
 - ・ 船員災害が減少している取組(新規取組の場合を除く。)
 - ・ 安全意識の向上がみられる取組等
 - ・ 新規取組の場合は、上記2点が十分見込まれること。



審査結果の公表及び表彰

審査結果は、国土交通省ホームページに公表します。受賞者には、国土交通省海事局長より表彰状の授与を行うほか、「平成30年度船員安全・労働環境取組大賞(特別賞)」のロゴマークを使用することができます。

また、船員災害防止大会等において、プレゼンテーションを行っていただける等、優れた取組として広く周知します。